

支 払 基 金

平成 29 年 9 月 22 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 28 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 56 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 29 年 10 月 1 日であることから、平成 29 年 9 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：1 コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（平成29.10.1適用）

| 別表 番号 | 区分 番号 | 特定器材コード | 特定器材名・規格名 | 金額 種別 | 金額 | 変更 区分 | 変更箇所 | 変更後 | 変更前 | 備考 |
|----------|----------|-----------|-------------------|----------|----|----------|------|---------|---------|----|
| 2 | 187 | 710010885 | 半導体レーザー用プローブ・指定番号 | | | 5 | 金額 | 231,000 | 243,000 | |